(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3)　平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

○厚生労働省告示第九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の13の注三中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1から12の2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

別表第2の10の注三中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1から9の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

別表第3の11の注三中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1から10の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

別表第4の3の注三中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1及び2により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

○厚生労働省告示第九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の10の注二中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1から9までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

別表第2の6の注二中「㈣」を「Ⅴ」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ノ」に改め、同ハを同ニとし、同ロ中「㈡」を「㈢」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(一)」を「(二)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(一)　1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

○厚生労働省告示第九十六号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号ニ中「㈣」を「Ⅴ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「㈢」を「㈣」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ハを同号ニとする。

第二号イの(2)中「並びに当該計画」を「、当該計画」に改め、同イの(7)の㈣の次に次のように加える。

㈤　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　㈤の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号ロを次のように改める。

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算㈡

イの(1)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第二号ロの次に次のように加える。

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算㈢

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3)　平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。